第一項の表二八の項を次のように改める。

二八	削除

十九　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五八の項を次のように改める。

一五八	削除

二十　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

第一項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第一項の表二三の項を次のように改める。

二三	削除

第一項の表六五の項を次のように改める。

六五	削除

第一項の表九四の項を次のように改める。

九四	削除

第一項の表九九の項を次のように改める。

九九	削除

第一項の表一三六の項を次のように改める。

一三六	削除

第一項の表一六五の項を次のように改める。

一六五	削除

第一項の表二六四の項を次のように改める。

二六四	削除

第一項の表二六七の項を次のように改める。

二六七	削除

第一項の表二六九の項を次のように改める。

二六九	削除

第一項の表二八一の項を次のように改める。

二八一	削除

第三項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第四項の表二一の項を次のように改める。

二一	削除

二十一　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二二の項を次のように改める。

22	削除

第一項の表一四八の項を次のように改める。

148	削除

第一項の表二九九の項を次のように改める。

299	削除

第一項の表四〇四の項を次のように改める。

404	削除

第一項の表六四二の項を次のように改める。

642	削除

第一項の表六五五の項を次のように改める。

655	削除

第一項の表七五二の項を次のように改める。

752	削除

第一項の表七五四の項を次のように改める。

754	削除

第一項の表七九六の項を次のように改める。

796	削除

第一項の表八〇六の項を次のように改める。

806	削除

第一項の表八一二の項を次のように改める。

812	削除